

秋田県トラック運送事業協同組合 秋田県物流センター協同組合 齊藤理事長を訪問

～トラック運送事業についてお聞きしました～

国土交通省東北運輸局運輸要覧令和元年度版によれば、平成29年度本県の一般貨物自動車運送事業者数は444社、車両数は8,811台となっています。

国内物流の輸送においては、トラックによる輸送が6割以上を占めており、運送業者の9割以上は地域に根ざした小規模の会社となっているのが実情です。これまでトラック運送は、経済活動には欠かせない存在として国内の経済成長を糧に発展してきました。

そこで、今回は秋田県トラック運送事業協同組合及び秋田県物流センター協同組合(以下、物流センター(協))の理事長である株式会社八幡平貨物齊藤正敏代表取締役にお話を伺いました。

貨物運送取扱事業法と貨物自動車運送事業法の2つを合わせた“通称”物流2法は自動車運送事業の事業行為を規定する法律ですが、平成2年に施行以降は、規制が緩和され免許制から許可制に移行し、参入障壁が低くなり、新規参入が容易になったことから業者がどんどん増え荷物の取り合いになってしまっている現状がありました。

業界の課題は、競争過多に陥っているにも関わらず、運送業者は荷主から預かった物を管理して、届け先に運ぶ単純な仕事なため、他社との差別化をすることが難しい業種であること。また、過剰な競争原理が働いている運送業界ですが、ドライバーの数は年々減少してきており、慢性的な人手不足に悩まされている企業も多く、特に、長距離を担う大型トラックのドライバーはかなり不足しています。さらに、ドライバーの高齢化も進んでいて、将来の運送を担う若い人材の確保が難しくなっていることが挙げられます。

このような現状のなか、物流センター(協)では、燃料の購買、NEXCOの大口・多頻度割引のETCコーポレートカード共同精算事業を軸に

事業を実施して組合員へ経済的に貢献を果たしています。高速道路での車両の重量超過などの車両制限令違反は大口・多頻度割引の停止につながることから規則を作成し、車両制限令の順守徹底を図っています。

トラック運送業者への社会的要請として、安全運航の確保、交通事故の削減、輸送品質の向上があげられます。

以前は「運賃」を指す範囲が曖昧な部分もありましたが、運送の対価とそれに付随するサービスの対価の料金とが明確に区分されるようになりました。荷主さんとの信頼関係の重要度が増していますが、運送業者が荷主を選択することも必要と考えています。

働き方改革関連法が順次施行されていますが、運輸業では時間外労働の上限規制については、現在猶予されています。ただし、年5日の有給休暇付与の義務付けは施行されています。働き方改革法の施行は受皿をしっかりと作ってからでないと中小企業には厳しいものと思っています。

労働生産性の向上については、幸い、当社は木材部門、運送部門、自動車整備部門を有していることから人員配置が調整でき、業務内容に機動性を持たせ、生産性を向上させています。

ドライバーの休憩時間の確保の問題については、業界の大きな課題であり、特に首都圏近郊での駐車スペースの確保が難しく、大型トラックの駐車場整備等は国等へ陳情したいと思っています。



[齊藤理事長]



秋田県物流センター協同組合営業方針

秋田を北東北の物流基地として考えます。

組合と組合員は、一貫した物流をトータルで考えております。出荷、保管、梱包、そのことが、皆さまの総合的物流の削減になって欲しいと願っております。

責任の明確化や運送事業者が物流加工することで商品内容を知ることが出来、おのずと配送にも心の通いが生まれ、さらに効果的です。